

平成 11 年

発議第 6 号

教育予算の充実と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成 11 年 6 月 28 日可決)

ここ十数年、国の予算編成過程において、義務教育費国庫負担制度見直しの一環として、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等の国庫負担を適用除外とする措置が、検討されてきている。

義務教育費国庫負担制度は、憲法で保障されている義務教育を受ける権利及び義務教育を受けさせる義務を具体化させるため、国が、義務教育に必要な経費を負担する戸とによって、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る制度として定着しており、現行教育制度の重要な根幹をなしているものである。

来年度の予算編成に際しても、学校事務職員、学校栄養職員の適用除外が、検討の対象となることが予想される。このことは、学校運営上、必要不可欠の学校事務職員、学校栄養職員の存立基盤を危うくさせるにとどまらず、教育行政全体の国庫負担減額の突破口になりかねない。そうなれば、地方自治体財政に与える影響は、従来にも増して大きなものとなり、義務教育の円滑な推進に必ず支障をきたし、到底容認できるものではない。

よって、政府におかれては、現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、学校栄養職員を同制度の対象から除外しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣

篠山市の高等学校の統廃合を行わないことを求める意見書

(平成11年6月28日可決)

兵庫県教育委員会は、「全日制高等学校長期構想検討委員会」において県下の小規模校の統廃合計画を打ち出し、とりわけ「分校」については原則統合を図るとの高等学校改革中間報告が発表された。

少子化等近年の社会情勢によって生徒数が年々減少していくなかで、このことが篠山市内に存在する高等学校の学級減や統廃合につながっていくのではないかと、市民は大きな危機感を抱いており、特に「東雲」「丹南」両分校の統廃合への危機感は極めて高く、農業科高校としてその役割を充分果たしている。

篠山産業高等学校の東雲分校は、篠山市の農業教育の中心として地域社会との密着度も高く、農業科高校としてその役割を充分果たしている。一方、丹南分校においても少人数教育で成果を上げており、普通科高校とは思えない地域特性を活かしたユニークな教育活動等を見ると、両分校が新生「篠山市」の将来になくってはならない重要な役割を持つ高等学校であると確信するところである。

よって、兵庫県の教育行政にあっては、この生徒減少期をマイナス面にとらえ、学級減や統廃合を画一的に実施するのではなく、大規模校では成し得なかった生徒の個性や地域特性を活かす教育の創生、更には時代や社会のニーズに応じた環境・平和・福祉等の問題にかかわる教育方針ができるよう少人数学級(30～35人)実現へ積極的な取り組みをされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先……兵庫県知事、兵庫県教育長、兵庫県教育委員会委員長

ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書

(平成 11 年 12 月 10 日可決)

地方公共団体は、現下の厳しい経済情勢下において、増大する重要政策課題を適確に対処するため、行財政改革を推進し、施策の重点化し経費支出の効率化に懸命の努力をしているところである。

こうした中で、ゴルフ場利用税は、その 10 分の 7 が各市町に交付されており、本市にとって貴重な財源となっている。

ゴルフ場は、道路整備、廃棄物処理、環境対策と地方団体の行政サービスと密接な関係を有しており、これらの行政サービスは、専らゴルフ場の利用者が享受するものであること、さらにゴルフ場の利用料金は他のスポーツ施設の利用料金と比較して一般に高額であり、その利用者の支出行為には、十分な担税力が認められること等から、地方税として今後とも重要な役割を果たすべき税であると考えている。

このような情勢の下で、ゴルフ場利用税交付金に変わる財源が確保されないまま本税が仮に廃止された場合、逼迫した地方財政の下で、極めて厳しい自治体運営を迫られることになる。

よって、政府におかれては、地方自治体の貴重な財源となっているゴルフ場利用税の堅持を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、大蔵大臣、自治大臣

神戸地方裁判所の裁判官増員に関する意見書

(平成11年12月24日可決)

社会の高度化・複雑化・国際化の進展の中、法的紛争も増加し、かつ複雑多様化しており、司法の役割が益々高まっている。我が国の司法は、裁判官が慢性的に不足し、裁判の遅延や審理り形骸化等の機能不全を起こしていると言われて久しい。平成10年1月から施行された新民事訴訟法は、裁判の適正かつ迅速化と国民に利用しやすく、わかりやすい裁判の実現という理念を掲げているが、この新法の理念も、裁判官の増員、職員の増員、法廷等の増設がなければ、実現は困難である。

司法の役割について社会の期待が高まり、司法試験合格者の1000名への増員が実施された現在、最高裁判所は大幅な裁判官の増員を図るべきである。

神戸地方裁判所においても、裁判官が大幅に不足している。特に民事部において顕著であって、その影響も現れている。

当事者の訴えを十分に聞いて、適正かつ迅速な審理が行われるためには、神戸地方裁判所管内において相当数の裁判官を増員することが必要であると考えられる。

よって、我々は、最高裁判所に対して、毎年相当な人員の増員を行い、上記目標をできる限り早期に実現すること。また、神戸地方裁判所に対しては、最高裁判所にその旨の要請を行うなどして、実現に努めることを求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、法務大臣、自治大臣、最高裁判所長官、神戸地方裁判所長

道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書

(平成11年12月27日可決)

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、高齢化・少子化が進展している中、21世紀の社会基礎を計画的に充実させるためにも、道路整備はいっそう重要になっている。

さらに、厳しい状況にある我が国経済を回復させるためにも、社会基礎である道路整備を促進することが必要である。

とりわけ、豊かな自然環境の中での活力ある地域づくり、都市づくりを推進している篠山市においても、交通安全対策、沿道環境対策等を考慮した道路整備を促進していく必要があると考えるが、阪神淡路大震災以降急激に増加した大型車両の走行は、地域住民への安全性と快適な生活環境の低下をもたらしており、国道372号をはじめとする市内各国道、県道及び幹線市道の未改良区間においては特に道路整備の緊急性が問われているところである。

よって、政府におかれては、平成10年度を初年度とする新道路整備五箇年計画に基づき、円滑に道路整備を推進していくためにも12年度の予算に当たっても、道路特定財源制度を堅持刷るとともに一般財源を大幅に投入するなど、道路整備費の大幅な拡大を図り、道路整備の一層の推進を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、国土庁長官

平成12年

発議第7号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成12年6月28日可決)

1986年以来、国の予算編成過程において、義務教育費国庫負担制度見直しの一環として、学校事務職員、学校栄養職員の給与費等の国庫負担を適用除外とする措置が、検討されてきている。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる制度として定着しており、現行教育行政の重要な根幹をなしているものである。

来年度の予算編成に際しても、学校事務職員、栄養職員の適用除外が、検討の対象となることが予想される。このことは、学校運営上、必要不可欠である学校事務職員、栄養職員の存立基盤を危うくさせるにとどまらず、教育行政全体の国庫負担減額の突破口にもなりかねない。そうなれば、地方自治体財政に与える影響は、従来にも増して大きなものとなり、義務教育の円滑な推進に必ず支障をきたし、到底容認できるものでない。

よって、下記の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

提出先……内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣

教育予算の充実を求める意見書

(平成 12 年 6 月 28 日可決)

現在の子どもたちをとりまく教育環境は、いじめ・不登校をはじめ「学級崩壊」など、さまざまな教育課題をかかえ、危機的な状況となっている。一方、このような状況を克服するためにも、子どもたち一人ひとりを大切にでき、「教え込む」教育から「自らともに学ぶ」教育へと、質的に変革していくことが求められている。

そのためには、子どもと教職員とがゆとりをもって、ふれあう時間を確保できるよう、また、個に応じた対応が可能となる少人数による教育ができるよう、教職員定数の改善が急務となっている。

しかし、「第 6 次教職員定数配置改善計画」が今年度で完結され、「個に応じた多様な教育」をめざし、教職員の加配が行われたものの、学級編成基準の見直しは見送られ、この改善計画での定数増はわずかなものでしかなかった。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第 99 条第 2 項の規定により意見書を提出する。

1. 30 人以下学級の実現をはじめ少人数教育が可能になる第 7 次（高校第 6 次）教職員定数配置改善計画を早急に策定し、2001 年度概算要求で予算化すること。また、教育課題集中校、小規模校等への教職員の加配等、緊急予算措置を講ずること。

提出先……内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、自治大臣

道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書

(平成12年6月28日可決)

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、21世紀の社会基盤を計画的に充実させるためにも必要不可欠な社会資本である。

とりわけ篠山市は、広大な面積を有し、しかも大都市近郊地域にあって市内のネットワークの強化と生活基盤の整備、また市の産業の活性化、安全で快適な市民生活を確保するため、市内各国道、県道及び幹線市道の道路整備を、特に推進していくことが必要である。

しかし現在、政府税制調査会において、「道路をつくることが環境破壊である」、「道路特定財源を一般財源化する」との議論がなされている。

こうした議論は、道路整備の推進を切望する国民の声に反するとともに、道路整備が円滑な自動車交通の確保及び沿線環境対策等安全で快適な生活環境づくりに資することを全く理解していないものである。

活力ある地域づくりを推進し、国土の均衡ある発展を実現するためにも、今後とも道路整備を計画的・体系的に進める必要があり、道路特定財源制度を堅持し、着実な道路整備のなお一層の促進を図ることを強く要望する。

提出先……内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、経済企画庁長官、国土庁長官

「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書

(平成12年10月6日可決)

地震大国と言われている我が国において、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国が平成7年6月に「地震防災対策特別措置法」を制定し、これに基づいて地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策を鋭意講じてきたところである。

しかしながら、平成11年に発生したトルコ・台湾における地震災害で改めて地震対策の重要性が再認識されたにもかかわらず、財政上の制約等により、現行計画の進捗率が低い状況にある。

このような状況などに鑑みて、次期の地震防災緊急事業五箇年計画においても、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を強力に推進することにより、地域住民の生命と財産の安全確保になお一層努めていく必要がある。

よって、国は、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業の拡充・強化を図るとともに同法に基づく国の負担又は補助の特例措置が次期の地震防災緊急事業五箇年計画にも適用されるよう特段の配慮を要望する。

提出先……衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、大蔵大臣、文部大臣、厚生大臣
農林水産大臣、運輸大臣、建設大臣、自治大臣、国土庁長官、警察庁長官
林野庁長官、水産庁長官、消防長長官

平成13年

発議第4号

道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書

(平成13年6月28日可決)

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、多面的な機能を有する極めて重要な社会資本である。

とりわけ篠山市は、広大な面積を有し、しかも大都市近郊地域にあって市内のネットワークの強化と生活基盤の整備、また市の産業の活性化、安全で快適な市民生活を確保するため、市内各国道、県道及び幹線市道の道路整備をさらに推進していくことが必要である。

しかし、現在、政府の経済諮問会議では、道路特定財源制度の見直しの方針が出され、道路特定財源の用途拡大や、一般財源化の検討が行われてようとしている。

このような道路財源の転用は、道路整備の推進を切望する国民の声に反するとともに、道路整備が円滑な自動車交通の確保及び沿道環境対策等安全で快適な生活環境づくりを資することを全く理解していないものである。

活力ある地域づくりを推進し、国土の均衡ある発展を実現するためにも、今後とも道路整備を計画的・体系的に進める必要があり、道路特定財源制度を堅持するとともに、地域の声を反映させた着実な道路整備のなお一層の促進することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済財政政策担当大臣
衆議院議長、参議院議長

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成13年6月28日可決)

1986年以来、国の予算編成過程において、義務教育費国庫負担制度見直しの一環として、学校事務職員、栄養職員の給与費等の国庫負担を適用除外とする措置が、検討されてきている。

義務教育費国庫負担制度は、憲法で保障されている義務教育を受ける権利及び義務教育を受けさせる義務を具体化させるために、国が義務教育に必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる制度として定着しており、現行教育行政の重要な根幹をなしているものである。

来年度の予算編成に際しても、学校事務職員、栄養職員の適用除外が、検討の対象となることが予想される。このことは、学校運営上、必要不可欠である学校事務職員、栄養職員の存立基盤を危うくさせるにとどまらず、教育行政全体の国庫負担減額の突破口にもなりかねない。そうなれば、地方自治体財政に与える影響は、従来にも増して大きなものとなり、義務教育の円滑な推進に必ず支障をきたし、到底容認できるものでない。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

教育予算の充実を求める意見書

(平成13年6月28日可決)

現在の子どもたちをとりまく教育環境は、いじめ・不登校をはじめ「学級崩壊」、相次ぐ少年事件など、さまざまな教育課題をかかえ、危機的な状況となっている。

一方、このような状況を克服するためにも、子どもたち一人ひとりを大切にでき、「教え込む」教育から「自らともに学ぶ」教育へと、質的に変革していくことが求められている。

そのためには、子どもと教職員とがゆとりをもって、ふれあう時間を確保できるよう、また、個に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、少人数による教育ができるよう、教職員定数の改善が急務となっている。

今年度から「第7次教職員定数配置改善計画」が実施され、加配方式による定数改善が行われたものの、学級編成基準の見直しは見送られ、この計画での定数増はわずかなものでしかなかった。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

1. 第7次(高校第6次)教職員定数配置改善計画を早急に完結し、この計画を検証するとともに、30人以下学級をはじめ少人数教育が可能な学級編制基準の見直しを行うこと。
また、教育課題集中校、小規模校等への教職員の加配等、緊急予算措置を講ずること。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

平成14年

発議第4号

道路整備のあり方に関する意見書

(平成14年6月27日可決)

道路は、豊かな国民生活や活力ある経済・社会活動を支える最も基礎的な施設であり、多面的な機能を有する極めて重要な社会資本である。

とりわけ篠山市は、合併四年目を迎え、広域的な連携を図るための幹線道路網の整備から、地域内での生活道路の整備まで、道路が担う役割を明確にし、事業に対する理解と、協力的な合意形成を図りながら推進している。

今後、これまで推進してきた道路整備の効果をさらに高め、「持続可能な経済・社会の構築、安全で安心できる暮らしの実現などの新しい課題に対応」した道路整備を推進するためには、将来のビジョンを示す「新たな中長期計画」を速やかに策定するとともに、そのために必要な道路財源を確保することが重要である。

よって、今後とも、新しい課題に対応した道路整備を計画的・体系的に進めるため、平成15年度から、地域の声を反映させた「新たな中長期計画」を速やかに策定するとともに、必要な道路整備財源を確保するため、道路特定財源を一般財源化せず、道路整備を推進することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、総務大臣、経済財政政策担当大臣
衆議院議長、参議院議長

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成 14 年 6 月 27 日可決)

1986 年以来、国の予算編成過程において、義務教育費国庫負担制度見直しの一環として、学校事務職員、栄養職員の給与費等の国庫負担を適用除外とする措置が、検討されてきている。

義務教育費国庫負担制度は、憲法で保障されている義務教育を受ける権利および義務教育を受けさせる義務を具体化させるために、国が義務教育に必要な経費を負担することによって、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかる制度として定着しており、現行教育行政の重要な根幹をなしているものである。

来年度の予算編成に際しても、学校事務職員、栄養職員の適用除外が、検討の対象となることが予想される。このことは、学校運営上、必要不可欠である学校事務職員、栄養職員の存立基盤を危うくさせるにとどまらず、教育行政全体の国庫負担減額の突破口にもなりかねない。そうなれば、地方自治体財政に与える影響は、従来にも増して大きなものとなり、義務教育の円滑な推進に必ず支障をきたし、到底容認できるものではない。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

1. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

教育予算の充実を求める意見書

(平成 14 年 6 月 27 日可決)

現在の子どもたちをとりまく教育環境は、いじめ・不登校をはじめ「学級崩壊」、相次ぐ少年事件など、さまざまな教育課題をかかえ、危機的な状況となっている。

一方、このような状況を克服するためにも、子どもたち一人ひとりを大切にでき、「教え込む」教育から「自らともに学ぶ」教育へと、質的に変革していくことが求められている。

そのためには、子どもと教職員とがゆとりをもって、ふれあう時間を確保できるよう、また、個に応じたきめ細かな対応が可能となるよう、少人数による教育ができる教職員定数の改善が急務となっている。

昨年度から「第 7 次教職員定数配置改善計画」が実施され、加配方式による定数改善が行われたものの、学級編成基準の見直しは見送られ、この計画での定数増はわずかなものでしかなかった。

よって、次の事項について政府行政庁に対して、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

1. 第 7 次（高校第 6 次）教職員定数配置改善計画を早期に完結し、この計画を検証するとともに、30 人以下学級をはじめ少人数教育が可能になる学級編成基準の見直しを行うこと。また、教育課題集中校、小規模校等への教職員の加配等、緊急予算措置を講ずること。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

発議第 2 号

人権擁護法案の抜本修正を求める意見書

(平成 15 年 5 月 13 日可決)

第 155 臨時国会で再度継続審議となった人権擁護法案が、現在開会中の第 156 通常国会で審議される。この法案には、差別や虐待による人権侵害の禁止がうたわれ、人権侵害の防止や被害者救済を図るための人権委員会の設置が定められている。

しかし、法案には、人権委員会が法務省の外局と位置づけられ、1993 年の国連総会で採択された「国内人権機関の位置に関する原則」(パリ原則)に違反しており、また、委員構成についても 5 人であり、年間約 1 万 7 0 0 0 件を超える人権侵害事件総受理件数があるのに対し、これだけの委員では迅速に対応しきれない等のいくつかの問題点が考えられるものである。

よって政府に対し、下記事項を強く要望する。

記

1. 「パリ原則」を踏まえ、新たに設置する委員会は、内閣府の外局とすること。
2. 人権侵害救済が迅速かつ効果的に実施されるように、少なくとも都道府県ごとに人権委員会を設置すること。
3. 国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題に精通した委員を選任すること。また、事務局についても、それぞれの人権委員会が、人権問題に精通した人材を独自に採用すること。
4. マスメディアの取材・報道や、人権団体によって実施される人権侵害を救済するための自主的な活動を保障すべきである。
5. 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分な連携を取りながら、地域での効果的な活動が出来るようにすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先・・・内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣

平成15年

発議第3号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成15年6月27日可決)

昭和61年以来、国において、義務教育費国庫負担制度見直しの一環として、学校事務職員・栄養職員の給与費等の国庫負担を適用除外とする措置が、検討されてきている。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、「教育の機会均等とその水準の維持向上を図る」ことを目的としており、これまで大きな役割を果たし、現在の日本の教育になくしてはならない制度となっている。

しかし、地方分権改革推進会議は、公立学校の教職員給与負担などの教育費国庫負担金について一般財源化することを提言し、学校事務職員・栄養職員については、義務標準法等を通じた国による関与を見直す時まで述べている。

義務教育費国庫負担金の一般財源化は、自治体の厳しい財政事情をさらに逼迫するだけでなく、義務教育の機会均等や水準の低下という重大な状況をつくりだすことになる。

学校事務職員は教育条件の整備に、栄養職員は安全でおいしい給食と食指導に重要な役割を果たしており、学校事務職員・栄養職員の給与費等の国庫負担などの「義務教育費国庫負担制度」の堅持は、引き続いて日本の教育にとって必要不可欠な制度である。

よって、政府におかれては、すべての子どもたちに同一水準の教育を保障するため、次の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員を同制度の対象から外さないこと。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

教育予算の充実を求める意見書

(平成15年6月27日可決)

現在の子どもたちをとりまく教育環境は、いじめ・不登校・学級崩壊、また、相次ぐ少年事件など、さまざまな教育課題をかかえ、危機的な状況となっている。

一方、このような状況を克服するためにも、子どもたち一人ひとりを大切に、「教え込む」教育から「自らともに学ぶ」教育へと、質的に変革していくことが求められている。

そのためには、子どもと教職員とがゆとりをもって、ふれあう時間の確保、また、子どもたち一人ひとりが細かな対応が受けられるよう、少人数による教育ができる教職員定数の改善が急務となっている。

一昨年度から「第7次教職員定数配置改善計画」が実施され、加配方式による定数改善が行われたものの、学級編成基準の見直しは見送られ、この計画での定数増はわずかなものとなっている。

よって、政府におかれては、すべての子どもたちがゆとりある教育を受けられるよう次の事項について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

- 1．第7次（高校第6次）教職員定数配置改善計画を早期に完結し、この計画を検証するとともに、30人以下学級をはじめ少人数教育が可能になる学級編成基準の見直しを行うこと。また、教育課題集中校、小規模校等への教職員の加配等、緊急予算措置を講ずること。
- 2．複式学級への加配制度の確立措置を講ずること。
- 3．いじめ・不登校・学級崩壊といった学校運営上の諸問題に対応すべき必要不可欠な教職員の配置措置を講ずること。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

平成16年

発議4号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成16年6月29日可決)

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上をはかることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

しかしながら、義務教育費にかかる経費負担のあり方について「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討をおこなう」とされている。いたずらに財政論のみに偏ることなく、教育論として今後の義務教育のあり方を見据え、国の役割を見定めて慎重に検討される必要がある。また、かねてから教員とともに学校運営を円滑にすすめるため重要な役割を果たしている学校事務職員、学校栄養職員を同制度の対象から除外しようとする動きもある。

このようなことから、国の責任において、すべての子どもが全国どの地域に住んでいても一定水準の教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきである。また、再三にわたり義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出してきたが、必ずしも十分に措置されているとは言い難く、同制度の堅持を強く要請する。

よって、次の事項について政府に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

提出先……内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

郵政事業の民営化に関する意見書

(平成16年10月13日可決)

政府の経済財政諮問会議で郵政事業の民営化基本方針がまとめられ、去る9月10日に閣議決定が行われた。

しかしながら、我が国の郵政事業は全国で約2万4,700カ所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、都市部をはじめ山間僻地や過疎地にまで広く公平なサービスを提供するとともに、本市においては住民票、印鑑証明書の交付等、行政のワンストップサービスの取り扱いを行っている郵便局もあるなど、住民生活の利便の向上と地域社会の発展に大きく寄与しているところである。

よって、政府におかれては郵政事業の果たす公共的、社会的役割の重要性を十分に再認識され、現行の日本郵政公社の形態を維持しながら、郵政事業をさらに充実・発展させる方策を推進されるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済財政政策・郵政民営化担当大臣

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

(平成16年12月22日可決)

国において、1997年3月に施行された「人権擁護施策推進法」に基づき、2001年5月の人権救済制度のあり方についての答申、同年12月の人権擁護委員制度の改革についての追加答申を踏まえ、「人権擁護法案」の審議が行われました。

この法案は、1993年に国連で採択された国際的人権基準ともいべき「パリ原則」に合致せずとの国内外の抜本修正を求める世論の高まりの中、2003年10月の衆議院の解散により、自然廃案となりました。

しかしながら、熊本県における元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や同和地区を特定し誹謗中傷をインターネット上で繰り返すという悪質な人権侵害や差別落書などが惹起しております。このことから、人権侵害の救済に関する法律の制定は急務であります。

21世紀を真の人権の世紀としていくため、また憲法に保障された基本的人権の確立のためにも、政府からの独立性、実効性のある人権委員会の設置を含む「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を、下記の通り要望します。

記

1. 1993年12月20日の国連総会で日本政府も賛成して採択された「国内人権機関の地位に関する原則(パリ原則)」を踏まえ、独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は内閣府の外局とすること。

2. 人権侵害の救済が迅速かつ効果的に実施されるように、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。

3. 国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題・差別問題に精通した委員を選任すること。また、事務局についても、それぞれの人権委員会が人権問題に精通した人材を独自に採用すること。

4. 人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらには、さまざまな人権団体の取り組む自主的な活動へ不当に干渉することなく、十分な連携を取りながら活動すること。

5. 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分に連携を取りながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先……内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣

平成17年

発議第3号

永住外国人の地方参政権確立に関する意見書

(平成17年6月24日可決)

日本に永住する外国人は、日本国民と同様に納税の義務はもちろん、地域住民としてあらゆる分野で活躍し、地域の振興に大きく貢献している。

また、近年の国際化の進展に伴い永住外国人はますます増加傾向にあり、地域における役割も重要となってきた。

しかし、地域住民として日常生活に関わりの深い地方の政治に参加する道はいまだ開かれていない状況にある。

このような中、平成7年2月28日、最高裁判所は「選挙権は、権利の性質上、日本国民のみを対象とする。」と判断しながらも、「憲法は国内永住者など地方公共団体と密接な関係を持つ外国人に、法律で地方選挙の選挙権を与えることを禁じているものではないと解するのが相当である。」として、永住外国人に対して地方参政権を認めるかどうかは、専ら国の立法政策上の問題であることが示された。

よって、政府におかれては永住外国人の地方参政権を早期に確立されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先...内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣

発議第 4 号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

(平成 17 年 6 月 24 日可決)

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上をはかることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

しかしながら、義務教育費にかかる経費負担のあり方について「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」において、「平成 18 年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討をおこなう」とされている。いたずらに財政論のみに偏ることなく、教育論として今後の義務教育のあり方を見据え、国の役割を見定めて慎重に検討される必要がある。また、かねてから教員とともに学校運営を円滑にすすめるため重要な役割を果たしている学校事務職員、学校栄養職員を同制度の対象から除外しようとする動きもある。

このようなことから、国の責任において、すべての子どもが全国どの地域に住んでいても一定水準の教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきである。また、再三にわたり義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を提出してきたが、必ずしも十分に措置されているとは言い難く、同制度の堅持を強く要請する。

よって、次の事項について政府に対して、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

1. 現行の義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員、栄養職員を同制度の対象から除外しないこと。

提出先...内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

平成18年

発議第3号

公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保に関する意見書

建設現場で働く県内の労働者は約239,700人、うち篠山市内約1,762人、県内の許可業者は20,300社、うち篠山市、丹波市の両市で約700社を数え、県内の経済活動と雇用機会の確保に貢献している。

しかしながら、建設業における元請と下請という重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されず、仕事量の変動が直接、施工単位や労務費の引き下げとなり建設労働者の生活を不安定なものにしている。

国においては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が平成12年11月27日に公布され、平成13年2月16日に施行されたが、「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること」という附帯決議が国会でなされたところである。

なお、諸外国では、公共工事に係る賃金等を確保する法律、いわゆる「公契約法」の制定が進んでいる。

については、建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保とともに、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共工事における新たなルールづくりが必要である。

よって、国におかれては、下記の項目を実施されるよう強く求める。

記

- 1 公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう「公契約法」の制定を進めること。
- 2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の実効ある施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣 宛

国土交通大臣

兵庫県篠山市議会

議長 小林正典

発議第4号

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法の要請として、教育の機会均等と全国的な義務教育水準の維持向上をはかることは国の責務である。

そのためにも、義務教育費国庫負担制度は、「国による最低保障」の制度として義務教育水準を確保するために不可欠な制度であり、現行教育制度の根幹をなしている。

いたずらに財政論のみに偏ることなく、教育論として今後の義務教育のあり方を見据え、国の役割を見定めて慎重に検討される必要がある。

このようなことから、国の責任において、すべての子どもが全国どの地域に住んでいても一定水準の教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度は今後も堅持されるべきである。

また、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じて、きめ細やかな対応ができるように、少人数教育が実施されているところである。

そのためにも、「次期教職員定数改善計画」の早期策定や自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保することが必要不可欠である。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 義務教育費国庫負担制度の堅持と、義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣 宛
総務大臣

兵庫県篠山市議会
議長 小林 正典

発議第5号

地方分権の推進に関する意見書

現在、国においては、「骨太の方針2006」の策定に向け、地方歳出の削減を含む歳入・歳出一体改革の具体案作成の議論が進められている。

とりわけ、政府・与党の財政・経済一体改革会議では、歳出削減と歳入確保に関する選択肢などを国民に示すべく議論が行われている。

地方の自主性・主体性を高め、分権型社会を構築するためには、地方の自主財源比率を高めることが必要不可欠であり、今年度の地方交付税、地方税等の一般財源は、昨年11月の三位一体の改革に関する政府・与党合意に基づき、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額が確保されたところである。

しかしながら、経済財政諮問会議等においては、地方のプライマリーバランスが黒字であるとして、地方交付税を一方的に削減するといった議論が進められているところである。

そもそも、地方交付税は中間（移転）支出であって、社会保障や公共事業等の最終支出と同列に扱えるものではない。

また、地方公共団体の行う基本的な行政サービスの大部分が国関連事業であり、国と地方が財源を持ち合い共同で実施している現状においては、国・地方通じた行政サービスの内容や水準を見直すことなく地方交付税を削減することはできない。

地方交付税等の改革が地方の自主性・主体性を高める改革となるよう、また、三位一体の改革について、平成19年度以降の第二期改革の道筋が明らかになるよう、別紙事項の実現について、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣 宛
財務大臣
金融・経済財政政策担当大臣

兵庫県篠山市議会
議長 小林 正 典

道路特定財源の確保と道路整備の促進を求める意見書

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第20条第3項第3号において、「特定財源制度に係る税の収入額については、一般財源化を図ることを前提とし、平成19年度以降の歳出及び歳入の在り方に関する検討と併せて、納税者の理解を得つつ、具体的な改正の案を作成するものとする」と、道路整備特別会計等の見直しの基本方針が規定され、また、本年7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」では、道路特定財源について、同法に基づき早急に検討を進め、年内に具体案をとりまとめることが示された。

しかし、道路特定財源諸税は必要な道路整備費を賄うため創設、拡充されてきた税であり、自動車利用者に適正な税負担を求めているものである。

もとより道路は、市民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域の多様性を生かす交流と連携の基盤として大きな役割を担うものである。

地方では、これまでも道路特定財源に加え多額の一般財源を充当して道路整備に努めてきているが、その整備状況はまだまだ不十分な状況に置き去られている。

兵庫県篠山市にあってそれは例外ではなく、市内の円滑な交通処理に資する道路整備や、沿道環境の改善、すれ違い困難区間の解消、安全な歩行者空間の創出など、数々の課題が山積みの状況にある。

よって、国におかれては、道路特定財源の見直しに当たって、地方の実情や意見を十分に反映されるとともに、住民の多様なニーズに対応した道路整備をさらに促進するため、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

1. 受益者負担とした道路特定財源諸税の趣旨に則り、道路特定財源制度の基本的な枠組みを維持し、必要な道路財源を確保すること。
2. 遅れている地方道の整備を地方が主体的に行えるよう、道路特定財源の地方への配分割合を十分に高めること。

以上、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月26日

内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
金融・経済財政政策担当大臣

宛

兵庫県篠山市議会
議長 小林 正典

発議第7号

出資法の上限金利の引き下げ等、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書

今日、破産申立件数は、平成14年の20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

これは、消費者金融・クレジット・商工ローンなどで多額の債務を負い返済困難に陥った多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラ・倒産による失業や収入減・生活苦・低所得などを理由とする「不況型」「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

また、警察庁の統計によれば、平成15年度の経済的理由による自殺者は8,897人にもものぼり、さらにこの多重債務問題が、ホームレス・離婚・配偶者間暴力・児童虐待・犯罪などの被害を引き起こす要因になっているケースも多く、依然として深刻な社会問題である。

多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」があげられる。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下、「出資法」という。）上の、上限金利は、29.2%であり、ほとんどの貸金業者等がこの出資法上限金利で営業している。

現在、我が国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下にあるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は異常なまでに高金利である。

金融庁広報中央委員会が実施した世論調査によれば貯蓄のない家庭が2割を占める等、いまだ一般市民には生活の豊かさが感じ取れない。年収200万円、100万円台であったり、多くの人がパート労働・契約社員等で収入の安定が確保できない環境の下にさらされているのが実情である。突発的な資金需要、病気、怪我等により働き手に何かあれば借金せざるを得ず、出資法上の異常なまでの高金利で借入をすれば、だれでも家計が圧迫され返済困難に陥るのは目に見えている。

リストラ・倒産による失業や収入減等、厳しい経済情勢の中で喘ぐ一般市民が安心して生活出来る消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限利息まで早急に引き下げる事が必要である。

一方、貸金業規制法43条は、債務者が利息制限法の制限を超える利息を「任意に」支払った場合に、貸金業者が法定の契約書面及び受取書面を適切に交付していた場合に限りこれを有効な利息の支払いと「みなす」と規定しています。

しかし、厳格な条件を満たした場合に認められるとはいえ、この利息制限法の例外を認める、いわゆる「みなし弁済規定」の存在が貸金業者等の利息制限法超過金利で

の貸付を助長し、多くの多重債務者を生み出しているのである。

また、利息制限法は経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護する事をその立法趣旨とする強行法規であり、その例外として暴利取得を認めるような貸金業規制法43条は、その立法趣旨に反し、また、「資金需要者の利益の保護を図る」という貸金業規制法自体の目的規定とも相容れないものといえる。

従って、貸金業規制法43条はもはやその存在意義を欠くものであり、出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、その返済手段が多様化している今日において、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行し悪質取立の温床にもなっていること等から、存在意義自体を認める必要はなく日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

また、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、電話担保金融の特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75%という特例金利も直ちに廃止すべきである。

よって、篠山市議会は、国会及び政府に対し、「利息制限法」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記の通り改正する事を強く要請する。

記

- 1 利息制限法の制限金利を、市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 2 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること。
- 3 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。
- 4 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月26日

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

宛

内閣府特命担当大臣

（金融、経済財政政策）

兵庫県篠山市議会

議長 小林正典

平成19年
発議第3号

次期定数改善計画の実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

政府は、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために、少人数教育を実施しているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育をいっそう推進することには限界がある。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域格差も広がりつつある。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによってセーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教員一人当たりの児童生徒数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱といわざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。

そのため、教育予算を国全体として、しっかり確保・充実させる必要がある。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1. きめ細かい教育の実現のために、義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 学校施設設備等、就学援助・奨学金など、教育予算の充実のための、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
4. 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年8月3日

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛

総務大臣

兵庫県篠山市議会

議長 小林 正 典

財源保障のための措置を求める意見書

現下の地方の財政は、「骨太の方針 2002」に始まり、地方財政ショックとまで言われた平成 16 年度の「三位一体改革」による、地方交付税の大幅な削減や累次の歳出削減によって、未曾有の危機に直面している。

地方交付税制度は、地方の自主性を損なわず、標準的な行政サービスを提供するために必要な財源を保障するもので、人・もの・金・情報が一極集中する都市と、少子高齢化により人口減少が進む地方との財政格差が拡大する中で、その役割はますます重要である。

もとより、地方交付税は地方固有の財源であり、国の歳出削減のみを目的とした見直しであってはならない。また、総額の算定においても、地方の財源不足に対応した交付税総額が確保されなければならない。地方交付税制度の本質論を無視した削減ありきの地方交付税の見直しを受け入れることはできない。

篠山市は「平成の大合併」の先頭ランナーとして、平成 11 年 4 月 1 日に発足した。同年改正された「市町村の合併の特例に関する法律」の適用第 1 号となり、合併特例債を活用して、合併前からの広域課題であった清掃センターや斎場の建設及び水資源確保対策のための県水導入、また、市民生活向上のための市民センターや中央図書館の建設等、都市基盤整備を積極的に進めるとともに、自治基本条例の制定やまちづくり協議会の設立など、市民の参画と協働によるまちづくりを積極的に推進してきたところである。これら事業の推進は、平成の大合併の成功例として全国から視察が相次ぎ、合併特例債を活用したまちづくりの生きた事例として多大な役割を果たし、その後の市町村合併推進に大きく寄与したのである。

しかしながら、少子高齢化の進行による人口の減少と、企業進出や開発といった民間活力の停滞により税収は伸びず、また、「三位一体の改革」による地方交付税の削減が、これら施設整備に伴う公債費の償還開始時期と重なったため財政運営は困難に陥ってしまった。

さらに、平成 22 年度から始まる交付税の一本算定による段階的削減に向けて、たび重なる行財政改革を断行しコスト削減に努めているところであるが、財政見通しは非常に厳しく、今後、国による新たな財源保障のための措置が講じられない場合、市民の日常生活に欠くことのできない市民サービスの提供に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

平成の大合併の先駆けとなった本市が、真の地方自治確立と自立した行財政運営が可能な地方都市のモデルとなれるよう、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

1. 三位一体改革による地方交付税削減の見直し

平成16年度から始まった国の三位一体改革による地方交付税の総額抑制等により、平成15年度と比較して平成19年度では約14億円、平成16年度から平成19年度までの累計額は約44億円(当市での試算)の減額となっている。

もとより、本市においては行政改革等による経費の節減、事務の効率化や事業の先送りなどの歳出削減に努めているものの、著しい収支不足を来しており、財政調整基金を取り崩して対応せざるを得ず、今後もこのような状況が続けば、財政再建団体に陥ることが懸念される。

この状況を回避するため、地方交付税については、三位一体改革以前における平成15年度の総額の確保を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年11月 7日

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣 宛

兵庫県篠山市議会

議長 小林 正 典

【平成20年】

発議第1号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

(平成20年2月14日可決)

近時、高齢者に対する寝具、リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには多額のクレジット債務を負った消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生しています。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは代金回収と商品の引き渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにもかかわらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったことなどが挙げられます。

よって、政府におかれては、こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには、消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。
- 2 契約書型及びカード式も含めクレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとする。
- 3 クレジット事業者に過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事的効果を認める等、同義務が実効性のあるものとする。
- 4 契約書型クレジットについて、カード式と同様の登録制度を導入し、かつ契約書面交付義務を明記すること。
- 5 原則として、指定商品(権利・役務)制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引について

は、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先…衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣

道路特定財源の確保を求める意見書

(平成20年2月14日可決)

道路は、市民生活や経済・社会活動をさせる最も基礎的な社会基盤であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間の連携および交流を促すとともに、活力と魅力のある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

地方では、これまでも道路特定財源に加え、多額の一般財源を充当して道路整備に努めてきているものの、その整備状況はまだまだ不十分である。

兵庫県篠山市にあっても、それは例外ではなく、市内の円滑な交通処理に資する道路整備や、沿道環境の改善、すれ違い困難区間の解消、安全な歩行者空間の創出等、数々の課題が山積みの状況である。

また、道路特定財源が確保できなければ、道路整備に留まらず、医療や福祉、教育などの行政サービスにまで影響を与えかねないため、国における道路特定財源の見直しにおいては、以下の事項について配慮されるよう強く要望する。

記

1. 道路特定財源の安定的確保

真に必要な道路整備を推進するため、道路の整備に必要な財源を安定的かつ十分に確保すること。

2. 暫定税率を含め現行税率水準の維持

道路特定財源については、道路に関連する支出に限定するとともに、地方自治体の大幅な歳入欠陥を生じさせることがないよう、現行の税率水準を維持すること。

3. 道路特定財源の地方への配分強化

遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行なうため、

道路特定財源の地方への分配割合を高めること。

4. 暫定税率と物価対策は切り離した対応

ガソリン高騰による対策として、暫定税率廃止との案声もあるが、暫定税率と物価対策は分離して検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先…衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣
内閣官房長官、内閣府特例担当大臣(経済財政政策)

発議第5号

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書 (平成20年6月27日原案可決)

義務教育費の国庫負担制度は、国が義務教育に必要な経費を負担することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ること目的としており、現行教育制度の根幹をなしています。

しかしながら、義務教育費の国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減などの影響、厳しい地方財政により、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。そのため、少人数教育の推進、学校施設の充実、教材費といった教育条件においても自治体格差がひろがっています。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって重要なことです。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。全国のどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる教育環境を整備することは、きわめて重要な課題です。

よって、国におかれては、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

1. きめ細かい教育の実現のために、義務制第8次教職員定数改善計画を実施すること。
2. 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
3. 学校施設設備費、就学援助・奨学金、通学路の安全対策など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月27日

提出先 … 内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣

発議第 8 号

篠山産業高等学校東雲校・丹南校の存続を求める意見書

(平成 20 年 9 月 30 日原案可決)

兵庫県教育委員会は、平成 20 年 2 月に「県立高等学校教育改革第二次実施計画」を発表し、平成 21 年から平成 25 年における県立高等学校の学校統廃合についての考えを示しています。

その内容は、丹有学区（篠山産業高等学校東雲校、篠山産業高等学校丹南校）および淡路学区（洲本実業高等学校東浦校、淡路高等学校一宮校）の 4 校については、地域の実情を踏まえた上で、本校や近隣校との学級数のバランスを考慮し、小規模校として存続するか本校へ統合するか、そのあり方を検討することになっています。

しかしながら、平成 20 年 6 月の時点で、淡路学区の 2 校については、翌年度以降の生徒募集の停止が決定されました。篠山市では、その事実を受けて、丹有学区の 2 校においても、突然、生徒募集が停止されるのではないかと危惧しているところがあります。

財政難の折とはいえ、効率性だけで学校の統廃合を論ずるべきではありません。篠山市のような中山間地域においても、地域の子どもたちが、安心して地域の高等学校で学び得る教育環境は保障されるべきです。

篠山産業高等学校東雲校は農業専門校であり、次代の農業を支える人材育成に積極的に取り組まれています。また、篠山産業高等学校丹南校においては、普通科であり座学の学習に主軸を置くものの、環境学習を中心にした体験学習や、地域の伝統文化を学び、豊かな心を育む教育が実践されています。両校とも、学校創設以来、地域に根付いた特色ある学校づくり、教育活動を積極的に推進しています。

また、両校の多くの卒業生たちが、地域社会で貢献している姿を見ると、地域づくりにはなくてはならない存在となっています。

つきましては、篠山産業高等学校東雲校、篠山産業高等学校丹南校の生徒募集が停止することなく、両校の存続が図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 9 月 30 日

提出先 … 兵庫県知事、兵庫県教育委員長、兵庫県教育長